

京都市社会福祉審議会「地域福祉専門分科会」について

1 京都市社会福祉審議会について

- ・京都市社会福祉審議会条例に基づき設置
- ・委員の任期は2年

2 専門分科会について

- ・委員長が指名する委員及び特別委員で組織
→京都市社会福祉審議会（令和6年11月開催）にて決定
- ・専門分科会ごとに専門分科会長を置く
- ・専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び特別委員の互選により定める
- ・専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は特別委員（民生委員審査専門分科会にあつては、委員）がその職務を代理する

＜参考＞本市では、現在、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、福祉施策のあり方検討専門分科会、地域福祉専門分科会、社会福祉充実計画審査専門分科会を設置

3 地域福祉専門分科会について

- ・地域福祉専門分科会は、地域福祉の推進に関する事項を調査審議する（京都市社会福祉審議会運営要綱第1条第2項）
- ⇒本市の市町村地域福祉計画である「京（みやこ）・地域福祉推進指針」の進捗状況の点検・評価を行う